

新潟市新津地区グリーンセンター施設使用料等
の収納事務委託について

地方自治法施行令第 1 5 8 条 1 項の規定に基づき, 下記団体に新潟市新津地区グリーンセンターの使用料等の収納業務を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間委託したので, 同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

1 . 委託件名

令和 5 年度新潟市新津地区グリーンセンター使用料等収納事務

2 . 委託先

グリーンセンター管理委員会 会長 小林 泰訓

新潟市秋葉区七日町 2 2 3 4 番地 1